

〈研究ノート〉

# 「民主主義国による連盟」論と国際法に関する一考察

竹 内 雅 俊

高崎経済大学論集 第52巻 第3号抜刷  
平成21年12月28日

〈研究ノート〉

## 「民主主義国による連盟」論と国際法に関する一考察

竹 内 雅 俊

### A League of Democracies and International Law

Takeuchi Masatoshi

#### はじめに

2008年米国大統領選においては、経済危機やエネルギー政策、イラク戦争など多種多様な政策課題が論争の対象となったが、その一つに9.11事件以後の新たな国際秩序の模索が挙げられた。共和党の大統領候補であったジョン・マケイン上院議員は、国連を補完する新たな国際機構として民主主義国による連盟（League of Democracies：以降、民主主義連盟もしくは民主主義連盟構想）の設立構想をフォーリン・アフェアーズ誌に掲載し、論議をよんだ<sup>1</sup>。麻生外務大臣（当時）の「自由と繁栄の弧」<sup>2</sup>および「価値の外交」にも触れつつ、マケイン候補（当時）は、こうした共通の価値観を有する民主主義諸国より構成される世界大の連盟が「国連に成り代わるのではなく、これを補完」し、「自由を獲得するための優れた召使い（a unique handmaiden of freedom）」となることを期待した。

本稿は、マケイン上院議員の構想に代表される、米国における「民主主義連盟」論<sup>3</sup>を検討する。無論、マケイン構想そのものは、オバマ政権の誕生によって実現はしなかったものの、次の二つの理由により注目値する。第一に、オバマ政権に深く関わっている人々が同様の構想を提唱していることが挙げられる。その主な顔ぶれには、（1）大統領選においてオバマ陣営の外交顧問を務めたアンソニー・レイク（元国家安全保障担当大統領補佐官）や現政権下のアン＝マリー・スローター（国務省政策企画本部長）、アイボ・ダールダー（NATO常駐代表）のような学術畑出身の政府

1 McCain, John, "An Enduring Peace Built on Freedom; Securing America's Future" *Foreign Affairs*, 86.6 (2007): 19-34. マケインは、同論文の出版前の外交演説にて、この構想を発表している。"John McCain's Foreign Policy Speech" *The New York Times*, 26 March, 2008.

2 麻生外務大臣講演：「自由と繁栄の弧」をつくる（平成18年11月30日）  
[http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/free\\_pros/index.html](http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/free_pros/index.html)（アクセス日：平成21年6月27日）

3 本稿が対象とする構想は、後段において検討されるように、内容面においては類似するが、論者によって Concert of Democracy, League of Democracy など用語とともにニュアンスも微妙に異なる場合がある。特に言及しない場合にはこれらと同じ「連盟」という用語で統一する。

高官（2）ジョン・アイケンベリー（プリンストン大学ウッドロー・ウィルソン公共政策大学院教授）のような知識人ならびに（3）プリンストン大学主催の国家安全保障プロジェクト<sup>4</sup>などシンクタンクのプロジェクトが含まれる。第二に、そもそもこのような構想が共和党ではなく、民主党およびリベラル国際主義者（liberal internationalists）から提出されてきたことにも着目する必要性がある<sup>5</sup>。すなわち民主主義連盟構想を提唱することは、ブッシュ前政権と関連するイメージが強すぎるために<sup>6</sup>、オバマ大統領やクリントン国務長官はこの問題にあまり言及したがないが<sup>7</sup>、もともとこの構想が党派やイデオロギーを越えたところに存在することが確認される。以上から民主主義連盟の構想に連なるものが、今後、米国外交政策イデオロギーの新たな支柱となる可能性は高いといえる。またこのような企図は、米国以外の国家にも見出され、国際的な潮流となりつつある<sup>8</sup>。

本稿の目的は、民主主義連盟構想の中身を整理したうえで、国際法（とりわけ国際機構の加盟問題と承認問題）のなかで検討することにある。民主主義という政体を国際機構の加盟要件とすることは、この分野に新しい進展を持たらす可能性を有している。第1節においては、まずこれら民主主義連盟論の特徴を描写した上で、第2節において未だ実現されていない民主主義連盟構想が国際法上どのような意味を持ちえるかを検討する。

## 1. 民主主義連盟論の骨子

民主主義連盟論は、（1）各国の民主化、（2）「保護する責任（R2P）」論<sup>9</sup>、（3）人道的介入論<sup>10</sup>、（4）国連やNATO<sup>11</sup>その他国際機構の改革論、（5）クリントン政権下で設立された民主主義共同体（Community of Democracies）<sup>12</sup>の機能不全などの論点と結びつけられ、非常に複雑な様相を呈しているといえる。ここでは、説明を極力単純にするために、リンゼー、ダールダーおよびプリンストン大学国家安全保障プロジェクトの議論を参考として、最も一般的な内容および特徴を描写する。

4 The Princeton Project on National Security. <http://www.princeton.edu/~ppns/>（アクセス日：平成21年7月28日）

5 Kagan, Robert “The Case for a League of Democracies” *Financial Times*. 13 May 2008; Diehl, Jackson “A ‘League’ by Other Names” *Washington Post*. 19 May 2008 (Bus. sec.)

6 例えば、古森義久「国連再考：第5部（10）普遍性へのチャレンジ」産経新聞、2003年12月5日付、5面。ブッシュ政権におけるキム・ホルムズ国務次官補の演説（「経済自由連盟」および「民主主義連盟」の樹立を主張する）が同政権の公式な表明であるとし、その意義は「だれもが同じに、すべて等しく加わり、語り、動くという国連の普遍性へのチャレンジは、国連の枠組みを壊さないようにみえて、実は壊すことを示唆しながら、さりげなく打ち上げられているようなのである」としている。このように同記事は、連盟論をブッシュ政権の単独行動主義的な政策と強く結びつけている。

7 このような見解としては、Traub, James “The Freedom Nonagenda” *New York Times*. 25 May 2008, 9. 2008年における民主党および共和党側の大統領候補（ないしその側近）が同じように一見して過激な構想にたどり着いた理由として、ディールはアンソニー・レイクを引用し、米国のパワーおよび国際機構の手続的な煩雑性・政治性が「21世紀型」の危機に対応することができないという現状を挙げている。Diehl, *ibid.*

8 例えば、前述の麻生外務大臣（当時）の「価値の外交」「自由の繁栄の弧」構想のほかに、アンダース・ラスムセン（デンマーク首相）も「民主主義の同盟（Alliance of Democracies）」という類似した構想を提示している。Rasmussen, Anders Fogh. Address to the US Chamber of Commerce. 28 Feb. 2008.

9 Kagan, *ibid.*

10 McCain, *ibid.*; Schlesinger, Stephen “Why a League of Democracies Will Not Work” *Ethics and International Affairs*. 23.1 (2009): 13-18, p.13.

11 Daalder, Ivo and James Goldgeier “Global NATO” *Foreign Affairs*. 85.5 (2006): 105-113. ダールダー等は、NATOの展開をよりグローバルなスケールにするために、その加入条件（第10条）を修正し、民主主義を新たな加入条件として挙げている。

12 クリントン政権下において「民主主義の共同体論」の提唱者であったオルブライトは、インタビューのなかで「私には筋が通っているようには思えない」と発言し、民主主義連盟構想との峻別を図っている。Patrick, Fitzgerald “Albright assesses US policies” *Stanford Daily*. 28 May, 2008. 他に Piccone, Ted and Morton Halperin, “A League of Democracies: Doomed to fail?” *International Herald Tribune*. 5 July, 2008参照。

## （１）国際環境の変容の強調

まず、これらが議論の出発点とするのは、テロや地球温暖化、人道的危機などに、既存の国際法が想定している国家（とりわけ米国）や国際機構のメカニズムが対応していないことである。この意味で、米国はブッシュ政権下の政策を形容する用語として使われた「単独行動主義（Unilateralism）」や対立概念としての多国間主義（Multilateralism）とも異なる、新しい形の多国間主義とこれを体現する新しい機構が期待されることになる<sup>13</sup>。新しい機構が、国連やその他国際機構を代替するのか、それとも補完するものとして国連内部におかれるのかは別として<sup>14</sup>、新しい種類の危機を念頭に置いていることが第一の前提となる。この前提の背景には、テロばかりではなく、ルワンダやダルフールなどの人道的危機において国連が迅速かつ適切に対処できていないことがある。また、その理由の一つに、中国やロシアなど（民主的な価値観を共有しない）非民主主義国の存在<sup>15</sup>があるとすることも注目し得る。すなわち人権、民主主義、法の支配など（ネオ）リベラルな価値観<sup>16</sup>を共有するグループを結成することにより、民主主義連盟は、前述の諸問題に国連よりも効率的に対処することが期待されるのである。

## （２）民主主義という加盟要件

次に、この新たな国家の機構（グループ）は、その加盟要件として民主主義を強く主張していることが第二の特徴となる。民主主義の内容として、リンゼーは、具体的に、（１）通常、自由、公正な選挙の実施、（２）自国民の基本的な人権（基本的な参政権および社会権）の保障、（３）法の支配の浸透を挙げている<sup>17</sup>。こうした条件は、プリンストン・プロジェクトの最終報告の付属書である「民主主義連盟憲章草案（以降、プリンストン・プロジェクト草案<sup>18</sup>）」の第２条および第３条に対応する。

第２条 締約国は、定期的に、複数の政党が参加する、自由かつ公正な選挙を実施することを約束する。

第３条 締約国は、国際的に認められた市民的および政治的権利を締約国すべての国民が掲げ、独立した司法がこれら権利を施行できるよう約束する。

13 Daalder, Ivo and James Lindsay “Democracies of the World, Unite” *American Interest*. Jan.-Feb. issue (2007).

14 この点について論者の意見は分かれている。前述のダールダーおよびマケインは、国連を補完するものとして連盟を位置づけ、パット・ブキャナンはこれを国連を代替するものとして位置づけている。Schlesinger, *ibid.*, p.15.

15 本稿においては、単に非民主主義国とするが、論者によっては、民主体制を採用する国の対比として独裁制や権威主義体制を有する国としている。Lindsay, James “The Case for a Concert of Democracies” *Ethics and International Affairs*. 23.1 (2009): 5-11.; Kagan, Robert “Is Democracy Winning?” *Prospect.*, May 2008.

16 リンゼーは、この価値観をグローバル化された世界に必須なものとして、自由な人民の生命、自由および幸福の保障することを挙げている。

17 Lindsay, *ibid.*, p6.

18 The Princeton Project on National Security, *ibid.* 筆者による訳。

第2条においては、加盟国たる「民主主義国」の客観的要件（選挙の実施）を示し、第3条は、主観的要件（基本的人権の保障と法の支配）を示していると考えられる。加盟要件として、外国人および自国民の生命、自由、財産などを保障する（ネオ）リベラルな価値観に基づく諸権利を中核としていることは、主権平等や普遍的な加盟を基調としている現在の国連システムとは一線を画すものである<sup>19</sup>。

### （3）他の民主主義国家の「引き込み」と民主主義の「優位性」

こうした加盟要件を満たす国は、OECD 諸国ばかりでなく、約60カ国に上ると主張される<sup>20</sup>。その利点は、NATO や EU などと異なり、地域的な枠組にとらわれず、インド、ブラジル、日本、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、韓国などの新興民主主義国も取り込めることにある。こうした「引き込み戦略」の有効性および正当性は、他の政治体制に対する民主主義の「優位性」ともよべる主張に由来する。

リンゼーによれば、民主主義国が構成するグループは、（1）最も国際政治に影響力を持つグループであり、（2）これまでの実績から、互いの差異を乗り越え、効果的に協調してきたことから、新しい種類の危機に対処するのに望ましいものであるとする<sup>21</sup>。非民主主義国に対する民主主義諸国の「優位性」とも解されるこの主張は、プリンストン・プロジェクト草案においては先述した第2条、第3条を踏まえ、第1条、第4条、第5条に見出すことができる。

第1条 締約国は、決して他の締約国に対して武力行使および武力行使の計画を立てないことを誓約する。

第1条においては、（第2条、第3条に示された民主主義国である）締約国が仲間内における平和主義を表している。国連憲章2条4項において武力行使の禁止が既に一般的に原則化されているなかで、このような条項を設ける意味をどのように解するべきか。一つの解釈としては「民主主義国」という部分に力点をおき、カント「永遠平和」論以来の民主主義国家同士では戦争しないというテーゼに基づき、政治体制として民主主義を、全体主義、権威主義などその他の体制と峻別することを目的というものである。同時に、締約国の圏外（非民主主義国）においては、この原則が適用されない可能性をも示唆しているといえる。

第4条 締約国は、主権国家が回避可能な災害（すなわち大量殺人および強姦、強制排除および

19 もっとも、こうした考え方が国連にこれまでなかったわけではない。例えば、冷戦期の国連における加盟問題（主に米ソが拒否権を発動して両陣営の国の加盟を拒否していた問題）及び旧敵国条項などを例にしてシンプソンは、国家の範疇化（彼の用語ではリベラルな反多元主義）が国連の黎明期より内在していたと主張する。Simpson, Gerry "Two Liberalisms" *European Journal of International Law*. 12.3(2001): 537-72, pp.549-56.

20 Lindsay, *ibid.*, p.6.

21 Lindsay, *ibid.*, p.8.

脅迫による民族浄化ならびに、故意による飢餓および疾病への暴露）から自国民を保護する義務を有することを認める。但し、当該国がこれを行う意思又は能力がない場合には、国際社会がこの義務を負う。

第4条においては、各国において発生した人為による危機に対し、各国に伝統的な不干渉原則を認めつつも、統治制度が機能しない場合には「国際社会」の代表たる民主主義連盟が積極的に介入する義務を負うことを記している。このような規定は、伝統的な国際法学のなかでは未だ消極的な扱いを受けている、いわゆる人道的介入論を積極的に認めることとなる。

第5条 締約国は、自由民主主義を模範的な政府として促進し、民主的な制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献することを約束する。

第5条は、第1条同様、民主主義の優位性を主張したうえで、この政治体制を促進すること（民主化と連盟への引き込み）を民主主義連盟の主たる目的として挙げている。すなわち、前述したように民主主義連盟の「引き込み戦略」は、第1に政治体制としての民主主義の優位性に基づいていると考えられる。

加えて、民主主義の「優位性」主張のイデオロギックの基盤としては、ブルース・ラセットの「デモクラティック・ピース論」<sup>22</sup>やフランシス・フクヤマの「歴史の終焉論」<sup>23</sup>の主張を接合し、連盟設立に更なる正当性を与えると考えられる。「優位性」の主張ならびに他の民主主義国家を引き込む余地を残す言説は、民主主義連盟の枠組に柔軟性を与えるとともに、暫定的ながらも国際社会において「我々 (we)」と「他者 (others)」の排他的なアイデンティティを構築することにつながる。

#### （4）異なる法の適用

最後に、こうした価値を共有する連盟は、構成国同士の連帯を深めるために、内部においては「特権的な取引団体 (privileged trading group)」とならなければならないとされる<sup>24</sup>。すなわち、連盟の内部と外部で異なる規範を適用することが想定されるのである。差別的な待遇は、民主化・自由化を促すインセンティブを形成するとされ、同時に非民主主義国に介入または「ガイアツ」と

22 カント「永遠平和」論に基づき、民主主義国家同士は戦争をしないと主張する。ラセットは、このテーゼを歴史的・統計的に証明しようと試む。Russett, Bruce, *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*. Princeton: Princeton Univ. Press, 1993. この主張は、冷戦後のユーフォリアや「歴史の終焉」論とも相まって、政体としての民主主義の優位性を正当化するためにリベラリスト、新保守主義者からしばしば引用される。

23 国際政治のなかで自由民主主義・資本主義が他の政体に勝利し、ヘーゲル解釈の「歴史」が「終わった」と主張する。この意味で民主主義体制をとる国は、歴史的進歩の最終地点にあることにある。Fukuyama, Francis, *The End of History and the Last Man*. New York: Avon Books, 1992.

24 Lindsay, *ibid.*, p6-7.

して自ら体制変革を促す正当性の源ともなる。例えば、アラン・アウディはイラク新投資法の制定に代表される経済改革が国際経済機構や欧米諸国（とりわけ企業や投資家）に概ね好評であり、新生イラクが国際社会の一員となるために必要なプロセスであるとされる一方で、その正当性には疑問符が付されるとしている。アウディの論考は、イラク戦争におけるいわゆる有志連合による様々な介入を想定しているが、同じ論理は<sup>25</sup>、民主主義連盟においても踏襲されると考えられる。すなわち、普遍主義を掲げる現代国際法に対して、実際には国際法が適用される領域（Zone of Law）と適用されない領域（Zone of Politics）が存在し、適用されない領域に属する諸国には民主化するための外圧としての介入が許容されることになる<sup>26</sup>。民主主義連盟のこの側面は、連盟が単に新たな国際社会の危機に対応するための国際秩序を模索するものではなく、民主化を推進する企図の一部であることを示している。

以上を踏まえたうえで、次節において民主主義連盟構想を国際法の文脈においたうえでの特徴について検討する。

## 2. 国際法上の位置づけ

国際機構の設立ならびに加盟問題は、国際法において伝統的に国家承認・政府承認と結びつけられてきた。しかしながら、承認は政治と法が密接に結びついている領域であり、論理的にも様々な困難<sup>27</sup>を抱えた領域でもあるので国際法学における理論的發展は乏しいとされてきた。その理由の一端として、イアン・ブラウンリーは、（論者が一様に包括的な承認理論を求める弊害としての）単純化ならびに（適用の文脈を狭義にとる弊害として）理論適用の容易さの2つを挙げている<sup>28</sup>。このようなブラウンリーの警告に鑑みて、本稿は、ささやかな指摘を試みる。

国際機構への加盟は、政治・思想的側面においては「(文明的な) 国際社会」という抽象的な団体に加入することを意味し<sup>29</sup>、法学の側面については、新加盟国に同国際機構の権利義務関係を

25 アウディは、この論理を19世紀当時の国際法の原則になぞらえて文明の基準（Standard of Civilization）と呼んでいる。Audi, Alan, "Iraq's New Investment Laws and the Standard of Civilization: A Case Study of the Limits of International Law" *Georgetown Law Journal* 93 (2004): 335-63. (竹内雅俊訳「イラク新投資法と文明の基準：国際法の限界に関する事例研究」『比較法雑誌』42.3 (2009): 109-155.) 近年論じられている新たな「文明の基準」論については、竹内雅俊「国際法学における「文明の基準」論の再考：国連安保理の「不承認主義」を素材に」『中央大学政策文化総合研究所年報』11 (2008): 57-72. 参照。

26 Slaughter, Anne-Marie, "Law Among Liberal States: Liberal Internationalism and the Act of State Doctrine." *Columbia Law Review*. 92.8 (1992): 1907-96.; Slaughter, Anne-Marie, "International Law in a World of Liberal States." *European Journal of International Law*. 6.4 (1995): 503-38.

27 長谷卓巳は、承認の法的性質の問題が極めて法論理的なものであると論じている。長谷卓巳「国家及び政府承認行為の法的性質」『大阪商業大学論集』59巻、1980年 pp.99-121.

28 Brownlie, Ian "Recognition in Theory and Practice" *British Yearbook of International Law*. 53 (1982): 197-. , p.197. こうした理論もしくは用語の混乱に着目する研究として、Baty, Thomas "Abuse of Terms: 'Recognition', 'War'" *American Journal of International Law*. 30 (1936): 377-399.

29 例えば、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、アゼルバイジャン、北コーカサス、グルジア諸共和国が国際連盟加入を要請する共同書簡には、「国際連盟への加入によって、他の自由な文明諸国民の団体に加入する」という表現がある。田畑茂二郎「国際連盟への加入と国家承認」『法学論叢』68巻5-6号 1961年 pp.1-57., p.7-8. cf. Hillgruber, Christian "The Admission of New States to the International Community" *European Journal of International Law*. 9 (1998): 491-509. (EC加盟にかかわるガイドラインの文脈において)

発生させることを意味する<sup>30</sup>。これらは、議論として峻別することが現在では一般的であるが、効果として国際機構の加盟が政治と法の両方の側面を有することは否定できないであろう。

さらに、国際機構の加盟国としての権利義務関係が発生することは、必ずしも加盟国相互が国家承認をしていることを意味しない。例えば、国際連盟時代からアルゼンチン、ベルギー、スイスなどは加盟国であったが、これら諸国はソ連を承認せず、通常的外交関係は樹立されなかった<sup>31</sup>。他にも、コロンビアは、国際連盟加盟時（1920年）に、その加盟がパナマの承認を意味しないことを望んでいる<sup>32</sup>。このような事例は、現代においても台湾や PLO などの地位について同様の議論を見出すことができる。このように国際関係の現実では、国際機構の加盟によって承認される主体の国家性が認められるか否かという二元論ではなく、政治と法がより複雑に交錯していることが理解されるであろう。

以上を踏まえたうえで、民主主義連盟構想を検討する。一般的な国際法学のなかにおいて国際法人格は、モンテヴィデオ条約第1条にある（1）永続的住民（2）明確な領域（3）政府（4）他国と関係を取り結ぶ能力をその要件としてきた。これらに政治体制への言及はなく、伝統的に国家形成や政治体制の選択は政治学の領域に属すると考えられてきた。故に、「政府の形態は変更しても、それによって国家は変更しない (*forma regiminis mutata, non mutatur civitas ipsa*)」の法諺のように、クーデターなど国内憲法に違反する行為によって政府が交代しようと国家性は否定されない。通説である宣言的效果説によれば、これら要件を備えているならば特定の主体は国際法人格を認められることとなり、他国や国際機構の承認は、その国家性を確認する効果しか持ち得ない。その意味で承認行為は法的義務ではなく、各国の政治的裁量に任せられることになる<sup>33</sup>。

しかしながら、近年の国連の不承認の実行は、集団的に承認を否認するものであり、通説とされる宣言的效果説では説明しきれない事態が存在することとなった。小寺彰は、これを逆向きの創設效果説と評している<sup>34</sup>。こうした事態は、正統主義の復活を意味する一方で、国際社会の中に特定の「望ましい政体（民主主義）」に関する認識が深まりつつある可能性が示唆される。その内容については、一般国際法上成熟しているとは論じたいが、民主主義連盟構想が上述された潮流のなかに位置づけられることは想像にかたくない。

この他にも、近年のAU、OAS、英連邦など各地域機構による加盟資格停止の実行は<sup>35</sup>、国家性の否定はせず、政府の非承認という形をとり、国連安保理の不承認とは異なる法的効果を有すると思われるものの、政治的な文脈での「国際社会」からの排除という意味では同じ議論の流れに属す

30 政治的な「国際社会への参入」と法的な「承認論」をリンクさせることは、非欧州諸国の承認という現実を欧州側の視点から説明するための理論の一般化・抽象化、そして「承認論の独り歩き」に結びつくことから、これらを峻別して論ずることが一般的である。芹田健太郎『普遍的国際社会の成立と国際法』有斐閣、1996年、pp.144-145。

31 この点については、League of Nations Official Journal, Spec. Supp. No.130, pp.17-27参照。

32 この点については、League of Nations Council, Procès-Verbal, 2<sup>nd</sup> Session, 4<sup>th</sup> Meeting 参照。

33 山本草二『国際法』有斐閣、1994年、pp.176-177。

34 小寺彰「パラダイム国際法（7）国家の成立——国家承認の意義」『法学教室』253（2001）:128-133。

35 例えば、1990年より概観しただけでも OAS がホンジュラス（2009年）を、PIF がフィジー（2009年）を、AU がマダガスカル（2009年）とモーリタニア（2008年）を、英連邦がパキスタン（2007年）、フィジー（2006年）、ナイジェリア（1995年）を、ASEAN がカンボジアの加盟延期（1997年）を実行した。これらに共通しているのは、加盟資格停止の主な理由としてクーデターもしくは民主化の遅延が上げられている点である。

ると考える。

## 結びに代えて

以上に鑑みるに、国際法上の民主主義連盟の位置づけにおいて主な争点となるのは、民主主義という加盟条件であろう。1948年の加盟国事件以来、国連においては、憲章第4条1項の要件である(1)国家性(2)平和愛好性(3)憲章義務の受諾、(4)義務の遂行能力(5)遂行の意思以外の政治的考慮に基づく条件を加盟に際し、付加できないことが主張され、決議197(Ⅲ)Aにおいて確認されている。すなわち従来は、国際機構を地域や専門分野によって分類し<sup>36</sup>、加盟条件も普遍主義を基調としつつ、必要な要件を加えていくのが一般的であったといえる。「政体」という条件を加盟条件として据えることは、この普遍主義的アプローチと大きく異なる。その意味で、民主主義連盟は国家承認が行われた国家が構成する国際社会の中で更に狭い「国家クラブ」をつくりだすことになる<sup>37</sup>。こうした国家クラブは、承認の問題において「逆向きの創設効果説」の土壌をつくりだすと考えられ、承認をめぐる論争において取り上げる意義を有すると考えられる。

プリンストン国家安全保障プロジェクト最終報告書「法に基づく自由な世界の確立 (Forging a World of Liberty Under Law)」

付属書A：民主主義連盟憲章案 (Charter for a Concert of Democracies) (試訳)

第1条 締約国は、決して他の締約国に対して武力行使および武力行使の計画を立てないことを誓約する。

第2条 締約国は、定期的に、複数の政党が参加する、自由かつ公正な選挙を実施することを約束する。

第3条 締約国は、国際的に認められた市民的および政治的権利を締約国すべての国民が掲げ、独立した司法がこれら権利を施行できるよう約束する。

第4条 締約国は、主権国家が回避可能な災害(すなわち大量殺人および強姦、強制排除および脅迫による民族浄化ならびに、故意による飢餓および疾病への暴露)から自国民を保護

36 このような分類としては例えば、渡部茂己『国際機構の機能と組織』国際書院、1997年

37 ジョセフ・ナイとロバート・コヘインは、このような傾向を、国際機構内部の「クラブ・モデル」と呼んでいる。Keohane and Nye "Between Centralization and Fragmentation: The Club Model of Multinational Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy" Paper prepared for the American Political Science Convention, Washington D.C., August 31-September 3, 2000. このほかに、シャシ・タロール元国連事務次官は、民主主義連盟構想を「国際連盟のミニチュア版 (mini-league of nations)」と呼んでいる。Tharoor, Shashi "This mini-league of nations would cause only division" *The Guardian*. 27 May, 2008.

する義務を有することを認める。但し、当該国がこれを行う意思又は能力がない場合には、国際社会がこの義務を負う。

第5条 締約国は、自由民主主義を模範的な政府として促進し、民主的な制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献することを約束する。

第6条 この条約は、国際連合の加盟国たる締約国の憲章に基づく権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する安全保障理事会の主要な責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

安全保障理事会改革が失敗した場合における、将来的に可能な修正

第7条 第4条の規定に基づき、且つ、国際連合の目的と一致する、武力行使を含む行動は、締約国の三分の二以上の多数により承認を得ることができる。

第8条 平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為を受けてなされ、国際連合の目的を実施する行動は、締約国の三分の二以上の多数により承認を得ることができる。

（たけうち まさとし・本学非常勤講師）